



国保からの お知らせ

～ご存じですか 高額療養費制度～

同じ月内に支払った医療費の自己負担金在自己負担限度額を超えた場合、高額療養費として払い戻されます。

★70歳未満のかたの自己負担限度額(月額)

区分	所得	医療費自己負担限度額
ア	901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
イ	600万円超～901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
ウ	210万円超～600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
エ	210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税世帯	35,400円

★70歳以上75歳未満のかたの自己負担限度額(月額)

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

【注】差額ベッド代・食事代などの保険外負担分は対象となりません。
複数医療機関・複数診療科・入院外来は別計算となります。

現役並み所得者：70歳以上の加入者で課税所得145万円以上、
単身世帯年収383万円以上、世帯年収520万円以上
一般：住民税が課税されていて一定以上所得者に該当しないかた
低所得者Ⅱ：国保加入者世帯員および擬制世帯主とも住民税非課税世帯
低所得者Ⅰ：住民税非課税世帯で世帯所得が一定基準に満たないかた

○医療機関などに限度額以上に支払った場合

限度額と支払い額の差額が、高額療養費として払い戻されます。
 該当者には受診後3か月ほどで、高額療養費支給申請のご案内を発送します。
 ご案内を確認の上、申請手続きをしてください。
 申請の際、受診した医療機関などの領収書を確認しますので、保管しておくようお願いします。

○あらかじめ医療費が高額になるとわかった場合

入院などで高額な医療費が見込まれる場合、「限度額認定証」の交付を受け、医療機関に提示すると、一つの医療機関での支払いは限度額までとなります。
 必要なかたは「限度額認定証」の交付申請をしてください。

申請に必要なもの ・ 保険証 ・ 印鑑

～*国民健康保険税などを滞納していると、限度額認定証の交付はできません*～

所得の申告は忘れずに!

所得の申告は、保険税を決めるときだけでなく、医療機関などにかかるときの自己負担割合や自己負担限度額などを決めるためにも必要です。
 忘れずに正しく申告しましょう。所得がない人も申告が必要です。

◎特定健診受診(予約)はお済みですか?

年度末になると大変混みあいます。早めに予定をたてて受診しましょう!

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232